

西東京市シルバーピア生活協力員募集要項

この募集は、令和5年7月以降に委嘱する西東京市シルバーピア生活協力員の委嘱候補者を決定するために行うものです。

1 募集内容 西東京市シルバーピア生活協力員

- (1) 募集人数 1名
- (2) 場所 URプロムナード東伏見（西東京市富士町1-7-69-201 3DK：約71㎡）

2 応募資格 次の全てに該当する方

- (1) シルバーピアに設置した生活協力員住宅に居住できること
- (2) 年齢がおおむね30歳以上で60歳以下であること
- (3) 心身ともに健全であること
- (4) 高齢者福祉と生活協力員の仕事に理解と熱意を有すること
- (5) 生活協力員の業務を在宅により、適切に行うことができること
- (6) 持ち家がないこと
- (7) 同居する親族がいること
- (8) 申込者または同居親族が暴力団員でないこと

3 選考方法及び面接の日程等

(1) 書類審査及び面接

提出書類により応募資格を審査し、面接を実施します。

- ① 日時 令和4年10月27日（木）
- ② 場所 西東京市役所 田無第二庁舎1階
- ③ 内容 個人面接

※日時は、書類審査終了後、応募者に通知します。

(2) 委嘱候補者の決定

提出書類及び面接の結果を総合的に判断の上、委嘱候補者を決定し、令和4年11月中旬までに通知する予定です。

4 委嘱期間

令和5年7月（予定）から 令和6年3月31日まで（更新制度有）

5 委嘱条件等

(1) 生活協力員の業務

シルバーピア入居者に関して、必要に応じて以下の業務を行います。

- ① 安否の確認
- ② 緊急時の対応
- ③ 疾病等に対する一時的な介護・家事援助
- ④ 関係機関への連絡
- ⑤ 入居者の交流の機会の創出

⑥ その他日常の生活において必要な援助及び業務

(2) 謝礼 月額 135,000 円

(3) 家賃 全額補助

※その他詳細は、「西東京市シルバーピア生活援助員等設置要綱」によります。

6 応募の手続

(1) 募集要項の交付及び受付期間

① 交付・受付期間 令和4年9月15日（木）から令和4年10月14日（金）まで
（土日、祝日を除く）

② 交付・受付場所 西東京市役所 田無第二庁舎1階 高齢者支援課

③ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 申込みに必要な書類

① シルバーピア生活協力員申込書

② 世帯全員の令和4年度住民税課税証明書（扶養親族となっている方を除く）

③ 令和4年度住民税納税証明書

④ 世帯全員の住民票の写し

⑤ 持ち家でないことを証明する書類（建物賃貸借契約書の写し等）

⑥ 世帯全員の健康保険証の写し

※提出された書類で審査要件を確認できない場合及び委嘱候補者となった方には、このほかにも書類を提出していただきますのでご協力ください。

7 その他

(1) 申込みに関する提出書類は、一切お返ししません。

(2) 申込書等の記載事項に変更が生じたときは、直ちに以下の担当まで連絡してください。

(3) 合否についての問合せには、一切応じません。

8 連絡・問合せ先

西東京市 健康福祉部高齢者支援課高齢者サービス係 担当 須藤・川島・小林

〒188-8666 西東京市南町5丁目6番13号

電話 042-420-2810 FAX 042-462-1130

メール f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp

参 考

シルバーピアとは

高齢者（65歳以上）の一人暮らしや夫婦世帯などのうち、住宅にお困りの方が、在宅福祉サービスを受けることにより、自立して安全かつ快適な日常生活が送れるように建設された住宅です。

- ①この住宅には、手すりや緊急通報システム装置などの高齢者に配慮した設備を設けています。
- ②入居者の安否の確認や緊急時の対応、日常の相談、関係機関への連絡、情報提供などのために生活協力員が団地内に配置されています。

生活協力員とは

シルバーピアに入居する高齢者は、入居の時点では基本的に自立できることが条件になっていますが、将来的に、身体の機能が弱まってきたり、急に体の具合が悪くなったりすることが考えられ、日常生活上の相談事も発生します。

生活協力員は、シルバーピアに設置した生活協力員住宅に居住し、高齢者が困っているときに「良き隣人」として援助していただくために、次のような業務を行っていただきます。

①安否確認

緊急通報システムや訪問などを通じて入居者の安否を確認

②緊急時の対応

入居者の緊急時に救急要請等の対応

③一時的な介護

入居者が急な疾病の場合に応急的な介護をし、継続的な介護が必要なときは、関係機関への連絡

④関係機関への連絡

入居者からの問合せや、緊急時の入居者の状況に応じて市や医療機関等への連絡

⑤入居者の交流の機会の創出

入居者の交流会等を定期的開催

⑥事務室の管理 等